

議案第32号

逗子市市税条例の一部を改正する条例の一部改正について

逗子市市税条例の一部を改正する条例の一部を次のように改正する。

令和元年6月12日提出

逗子市長 桐ヶ谷 覚

逗子市市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

逗子市市税条例の一部を改正する条例（平成30年逗子市条例第30号）の一部を次のように改正する。

附則第34項の見出しの改正規定から附則第26項の次に次の3項を加える改正規定までを次のように改める。

附則第31項の見出し及び同項中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同項を附則第34項とする。

附則第30項中「3輪以上の軽自動車」を「ガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの」に、「当該軽自動車」を「当該ガソリン軽自動車」に、「平成29年4月1日から平成30年3月31日まで」を「平成31年4月1日から令和2年3月31日まで」に、「平成30年度分の軽自動車税」を「令和2年度分の軽自動車税の種別割」に、「平成30年4月1日から平成31年3月31日まで」を「令和2年4月1日から令和3年3月31日まで」に、「平成31年度分の軽自動車税」を「令和3年度分の軽自動車税の種別割」に改め、同項を附則第33項とする。

附則第29項中「3輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この項及び次項において同じ。）」を「法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）のうち3輪以上のもの」に、「当該軽自動車」を「当該ガソリン軽自動車」に、「平成29年4月1日から平成30年3月31日まで」を「平成31年4月1日から令和2年3月31日

まで」に、「平成30年度分の軽自動車税」を「令和2年度分の軽自動車税の種別割」に、「平成30年4月1日から平成31年3月31日まで」を「令和2年4月1日から令和3年3月31日まで」に、「平成31年度分の軽自動車税」を「令和3年度分の軽自動車税の種別割」に改め、同項を附則第32項とする。

附則第28項中「平成29年4月1日から平成30年3月31日まで」を「平成31年4月1日から令和2年3月31日まで」に、「平成30年度分の軽自動車税」を「令和2年度分の軽自動車税の種別割」に、「平成30年4月1日から平成31年3月31日まで」を「令和2年4月1日から令和3年3月31日まで」に、「平成31年度分の軽自動車税」を「令和3年度分の軽自動車税の種別割」に改め、同項を附則第31項とする。

附則第27項の見出し中「軽自動車税の」の次に「種別割の」を加え、同項中「平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（以下この項から第30項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた」を削り、「平成31年度分」を「当該軽自動車が最初の法第44条第3項に規定する車両番号の指定（以下この項から第33項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分」に、「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同項を附則第30項とし、附則第26項の次に次の3項を加える。

（軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例）

27 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、神奈川県が自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。

（軽自動車税の環境性能割の課税免除の特例）

28 当分の間、第25条の規定にかかわらず、神奈川県が自動車税の環境性能割を課さない自動車に相当するものとして市長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を課さない。

（軽自動車税の環境性能割の減免の特例）

29 市長は、当分の間、第25条の2の規定にかかわらず、神奈川県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。

附則第6項を削り、附則第7項を附則第6項とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、令和元年10月1日から施行する。

(軽自動車税に関する経過措置)

- 2 改正後の逗子市市税条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和2年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成31年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

(逗子市市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

- 3 逗子市市税条例の一部を改正する条例（平成26年逗子市条例第21号）の一部を次のように改正する。

附則第6項中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、「新条例附則第27項」を「逗子市市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（令和元年逗子市条例第号）の規定による改正後の逗子市市税条例（以下「令和元年改正条例」という。）附則第30項」に改める。

附則第7項の表以外の部分中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、「新条例第26条第2号ア」を「逗子市市税条例の一部を改正する条例（平成30年逗子市条例第30号）の規定による改正後の逗子市市税条例（以下「平成30年改正条例」という。）第26条第2号ア」に、「新条例附則第27項」を「令和元年改正条例附則第30項」に、同項の表中「新条例第26条第2号ア」を「平成30年改正条例第26条第2号ア」に、「新条例附則第27項」を「令和元年改正条例附則第30項」に改める。

(提案理由)

地方税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第2号）等の施行に伴い、軽自動車税の種別割の税率の特例の規定を整理する等の要あるため、提案する。